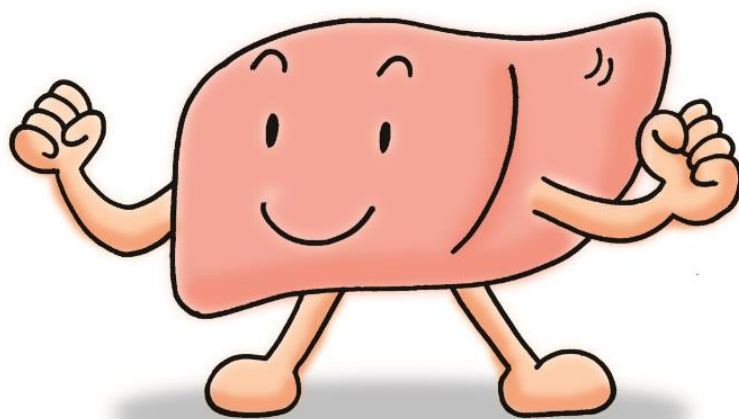


熊本県のウイルス性肝疾患に係る 助成制度等のハンドブック



熊本県

監修：熊本県肝疾患診療連携拠点病院

令和5年1月版

～はじめに～

この冊子は、ウイルス性肝疾患について正しい知識を身につけ、適切な治療や定期検査を継続して受けていただくために作成しました。

このハンドブックには、今後の治療や健康管理に役立つよう、ウイルス性肝炎についての説明やウイルス性肝炎に関する助成制度等についての情報を記載しています。

目次

<u>1 肝臓の知識</u>	1
<u>2 ウイルス性肝疾患の知識</u>	2
① B型肝炎	3
② C型肝炎	4
③ 肝硬変	5
④ 肝がん	5
<u>3 日常生活における留意点</u>	6
<u>4 ウイルス性肝炎等に関する助成制度等について</u>	7
① 肝炎ウイルス検査	8
② 初回精密検査	9
③ 定期検査	11
④ 肝炎治療に係る医療費助成制度	14
⑤ 肝がんに係る医療費助成制度	17
<u>5 その他の制度について</u>	21
① 身体障害者手帳	21
② 障害者年金	22
<u>6 血液検査の見方について</u>	23
<u>7 熊本県第二次肝炎対策推進計画の概要</u>	26
<u>8 肝疾患に関する申請、相談窓口</u>	27

1 肝臓の知識

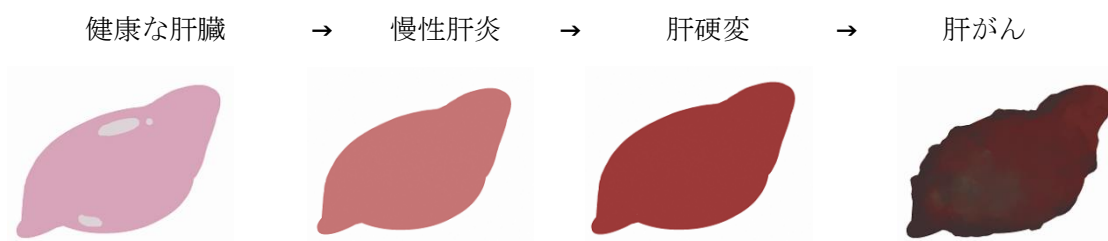
肝臓はおなかの右上にある大変大きな臓器で約1～1.5キロ（体重の約1/50ほど）の重さがあります。栄養素の合成や貯蔵をしたり、アルコールなどを分解するなど、数多くの働きを行っています。大きな臓器であるため、病気でその働きが失われても、症状が現れにくく「沈黙の臓器」と呼ばれています。

肝臓の主な働き

- 私たちの体に必要な蛋白の合成・栄養の貯蔵
- 有害物質の解毒・分解
- 食べ物の消化に必要な胆汁の合成・分泌

2 ウイルス性肝疾患の知識

ウイルス性の肝疾患には、一過性で終わるものと持続的に感染が継続するもの（キャリア）に分けられます。キャリアの一部が慢性肝炎、肝硬変や肝がんになることがあります。



慢性肝炎や肝硬変は、肝臓に炎症が起こり、肝臓の細胞が長期間にわたり壊れ続ける病気です。慢性肝炎の時は症状はほとんどなく、血液検査で異常を指摘されます。

慢性肝炎による炎症を修復するときに行われる「線維」が増加して肝臓全体に広がった状態が肝硬変です。肝硬変が進行すると症状（むくみ、腹水、黄疸）がみられるようになります。また、肝がんになりやすくなります。

慢性肝炎や肝硬変の早期では症状が現れにくいいため、自覚症状のないまま病気が進行してしまうことがあります。そのため、症状がなくても一度は肝炎ウイルス検査を受けることが大事です。

もし、感染していることが分かったら、精密検査を受けましょう。

精密検査の結果、肝機能に異常がなく、すぐには治療の必要がないと診断された場合でも、肝臓の状態を定期的に検査し、健康状態をチェックしましょう。検査の結果、肝機能に異常があれば、専門の医療機関で適切な治療を受けてください。



① B型肝炎

B型肝炎は、B型肝炎ウイルスが血液・体液を介して感染して起きる肝臓の病気です。感染したときの年齢や健康状態によって、一過性で終わるものと持続的に感染が継続するもの（キャリア）に分けられます。5歳未満の乳幼児期に感染するとキャリアになる確率が高いと言われています。

垂直感染	出生時の母子感染
水平感染	傷のある皮膚への体液の付着 濃密な接触（性行為など） 刺青 ピアスの穴開け など

※H28年（2016年）10月から0歳児を対象にB型肝炎ワクチンの定期接種が開始されました。

B型肝炎ウイルスに感染した人は、一過性の急性肝炎を起こしても、その後、落ち着くことが多いのですが、一部の方は慢性肝炎や肝硬変、肝がんへと移行していくため、治療が必要となります。ただ、何歳ぐらいで慢性肝炎を発症するかは人により異なります。

B型慢性肝炎になっても、自覚症状がないことがほとんどですので、B型肝炎ウイルス検査で陽性と判定された場合、定期的に検査を受けてください。

② C型肝炎

C型肝炎は、C型肝炎ウイルスが感染者の血液を介して感染します。感染の主な原因は、1990年以前の輸血、非加熱血液製剤投与、注射針、注射器などの共用や不十分な消毒などの医療行為です。現在では、輸血などの血液製剤はウイルス検査が実施されていること、医療機関においても使い捨ての注射器などの器材を利用していることから感染はほぼありません。ただし、刺青やピアスなどで感染する可能性があります。また、出産や性交渉時の感染は非常にまれだと言われています。

C型肝炎ウイルスに感染すると70%の方が持続的に感染が継続するもの（キャリア）となり、慢性肝炎に移行します。C型慢性肝炎は、キャリアの方が肝炎を発症している状態です。治療をしないままだと、肝硬変から肝がんへと進行することが多いため治療が必要です。

③ 肝硬変

肝硬変は、肝炎などによって肝臓の炎症が起こったとき、その炎症を修復するときに見える「線維」が増加して肝臓全体に広がった状態のことです。肉眼的には肝臓全体がごつごつして硬くなり、大きさも小さくなってきます。顕微鏡で見ると肝臓の細胞が線維によって周囲を取り囲まれている様子が観察できます。

症状の進行状況によって、まだ身体症状が出ていない代償性肝硬変と身体症状が現れている非代償性肝硬変に分かれます。

非代償性肝硬変になると、腹水や食道静脈瘤、肝臓機能が低下するために起こる肝性脳症や黄疸、こむらがえりなどの症状が現れます。

したがって、肝硬変の治療も大事ですが、肝硬変になる前に肝炎の治療を行い、肝硬変への移行を防ぐことが非常に大切です。

④ 肝がん

がんは、正常なコントロールを受けなくなった「がん細胞」が自由に増殖を続ける状態です。肝がんは、肝臓の細胞が「がん細胞」になってしまった状態のことを言います。がん細胞がどんどん増えると、臓器は正常な動きができなくなります。

肝がんは多くの場合、肝硬変や慢性肝炎から発生します。

したがって、肝硬変や慢性肝炎を治療することは、肝がんの発生を抑えることに繋がります。


日本ではB型・C型肝炎ウイルスが原因で生じる肝がんが多くを占めていましたが、最近は、非ウイルス型の肝がんが最も多くなっています。

3 日常生活における注意

(1) 日常生活では感染しません

肝炎ウイルスは、ウイルスを含んだ血液や体液を介して感染するものであり、日常的な接触で周囲の人に感染することはほとんどありません。

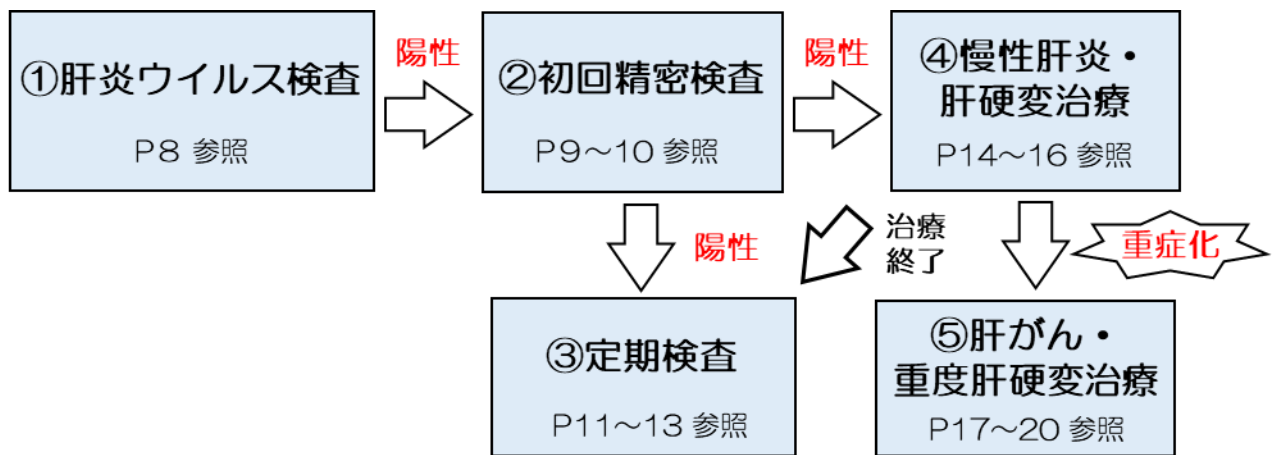
- 食器などを区別する必要はありません。
- 入浴やトイレを別にする必要もありません。
- 家族が陽性と判明した場合は、念のため、家族が感染していないか検査を受けましょう。
- B型肝炎はワクチンで感染が予防できます。
- 感染している人を差別しないようにしましょう

 次のように血液や体液、排泄物に触れる場合、感染する危険性があります。

- 感染している人と性交渉があった場合
- 陽性者の血液が付着したカミソリや歯ブラシを使用した場合
- 他人と注射器を共用して覚せい剤などの薬を注射した場合
- 手袋を使用せず、排泄物の処理を行った場合

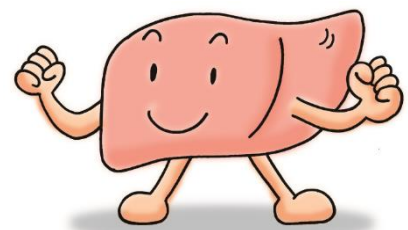
4 ウイルス性肝炎等に係る各種助成制度等について

県では、肝炎ウイルス検査（無料）、初回精密検査、定期検査、肝炎治療、肝がん治療の5つについて助成制度を設けています。



※右のQRコードを読み取ると

熊本県庁ホームページ「肝炎対策総合案内」
へアクセスできます。



① 肝炎ウイルス検査

◇概要

無料で肝炎ウイルス検査を受けられる機会を提供し、肝炎ウイルス陽性の方が、早期発見、早期治療を行えるようにする制度です。

◇対象者

熊本県内（熊本市を除く※）に住所を有する方で、原則として検査を受けたことがない人で、次のアからクのいずれかに該当する人

- ア 平成6年（1994年）以前に非加熱凝固因子製剤等を使用された可能性がある人
- イ 平成4年（1992年）以前に輸血を受けたことがある人
- ウ 長期に血液透析を受けている人
- エ 大きな手術を受けたことがある人
- オ 臓器移植を受けたことがある人
- カ 過去に健康診断等で肝機能の異常を指摘されたことがある人
- キ 家族等が肝炎ウイルスに感染していることが分かった人
- ク その他検査を希望する人で、医療機関において検査が必要であると認められた人

※熊本市にお住いの方は、熊本市保健所にお問い合わせください。

熊本市保健所 電話番号：096-364-3189

◇検査を受けられる場所

県保健所及び県委託医療機関

◇検査の申し込み方法

県保健所	県保健所に直接電話でお申し込みください。 ※新型コロナウイルス感染症により休止中（R5. 1月現在）
県委託医療機関	熊本県庁ホームページの「肝炎ウイルス検査」に掲載している委託医療機関に直接お申し込みください。

② 初回精密検査

◇初回精密検査の助成とは

対象となる肝炎ウイルス検査結果が陽性であった方で、次の「対象者」に該当する方に対して、治療実施前に行う精密検査（初回のみ）について費用の助成を行うものです。

◇対象者

- ✓ 熊本県内にお住まいの方（住民票上の住所が熊本県内の方）
- ✓ 公的医療保険に加入している方（国民健康保険など）
- ✓ 熊本県肝疾患専門医療機関で精密検査を受けた方
（他の都道府県の肝疾患専門医療機関でも可）
- ✓ 県又は市町村のフォローアップ事業に同意した方
- ✓ 次のアからカのいずれかの肝炎ウイルス検査で1年以内に陽性となった方

- ア 熊本県が実施する保健所若しくは委託医療機関における肝炎ウイルス検査
- イ 熊本市が実施する委託医療機関における肝炎ウイルス検査
- ウ 市町村が実施する健康増進事業の肝炎ウイルス検査
- エ 職域で実施する肝炎ウイルス検査
- オ 母子保健法に基づき市町村が実施する妊婦健康診査
- カ 手術前の肝炎ウイルス検査

◇助成回数：1回

◇助成対象となる検査項目

初診料（再診料）、ウイルス疾患指導料及び下記の検査に関連する費用として県が認めた費用が助成対象となります。ただし、医師が必要と判断したもので、保険適用となる費用のみです。

	B型肝炎ウイルス	C型肝炎ウイルス
血液形態・機能検査	末梢血液一般検査、末梢血液像	
出血・凝固検査	プロトロンビン時間、活性化部分トロンボプラスチン時間	
血液化学検査	総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、ALP、ChE、 γ-GT、総コレステロール、AST、ALT、LD	
腫瘍マーカー	AFP、AFP-L3%、PIVKA-2.半定量、PIVKA-2.定量	
肝炎ウイルス関連検査	HBe抗原、HBe抗体、HBV ジェノタイプ判定等	HCV血清群別判定等
微生物核酸同定・定量検査	HBV核酸定量	HCV核酸定量
画像診断	超音波検査(断層撮影法(胸腹部))	

◇検査費用の請求に必要な書類

- ✓ 熊本県肝炎ウイルス検査（初回精密検査）費用請求書
- ✓ 当該精密検査に係る医療機関の領収書（レシート不可）
- ✓ 診療明細書（保険点数等が記載された書類）
- ✓ 肝炎ウイルス検査結果通知書

◇受付期間

初回精密検査を行った年度の翌年度4月30日までに健康危機管理課へ郵送又は持参してください

③ 定期検査

◇定期検査の助成とは

肝炎ウイルスを原因とする慢性肝炎、肝硬変及び肝がん患者の方で、次の「助成の対象者」に該当する方に対して、ウイルス性肝疾患に係る定期検査について費用の助成を行うものです。

◇助成の対象者

- ✓ 熊本県内にお住まいの方（住民票上の住所が熊本県内の方）
- ✓ 公的医療保険に加入している方（国民健康保険など）
- ✓ 肝炎治療特別促進事業の受給者証の交付を受けていない方（治療中でない方）
- ✓ 住民税非課税世帯又は市町村民税（所得割）の課税年額が235,000円未満の世帯
- ✓ 熊本県肝疾患専門医療機関で定期検査を受けた方（他の都道府県の肝疾患専門医療機関も可）
- ✓ 県又は市町村のフォローアップ事業に同意した方

◇対象となる検査

熊本県肝疾患専門医療機関で、慢性肝炎、肝硬変及び肝がん患者（治療後の経過観察を含む）が定期的に受診した検査（対象となる検査項目は裏面に記載）

※検査日が複数日にわたっても、おおむね1か月以内で年度内に終了する場合は対象となります。

◇助成回数

年度内（4月から翌年3月まで）に2回まで

◇自己負担限度額

助成対象となる検査項目に対する申請者が支払った医療費から検査1回あたり、次の自己負担限度額を差し引いた金額が助成費用となります

階層区分	自己負担限度額（1回につき）	
	慢性肝炎	肝硬変・肝がん
住民税非課税世帯に属する方	0円	0円
市町村民税（所得割）課税年額が235,000円未満の世帯に属する方	2,000円	3,000円

◇助成対象となる検査項目

初診料（再診料）、ウイルス疾患指導料及び県が認める検査に関連する費用が助成対象となります。ただし、医師が必要と判断したもので、保険適用となる費用のみです。

	B型肝炎ウイルス	C型肝炎ウイルス
血液形態・機能検査	末梢血液一般検査、末梢血液像	
出血・凝固検査	プロトロンビン時間、活性化部分トロンボプラスチン時間	
血液化学検査	総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、ALP、ChE、 γ-GT、総コレステロール、AST、ALT、LD	
腫瘍マーカー	AFP、AFP-L3%、PIVKA-2.半定量、PIVKA-2.定量	
肝炎ウイルス関連検査	HBe抗原、HBe抗体、HBV ジェノタイプ判定等	HCV血清群別判定等
微生物核酸同定・定量検査	HBV核酸定量	HCV核酸定量
画像診断	超音波検査（断層撮影法（胸腹部））	

※肝硬変、肝がんの方は、超音波検査に代えて、CT又はMRIを対象とすることができます。

◇検査費用の請求に必要な書類

- ✓ 熊本県肝炎ウイルス検査（定期検査）費用請求書
- ✓ 領収書、診療明細書＜原本＞
- ★✓ 世帯全員が記載された住民票の写し＜原本＞
（証明日から3か月以内）
- ★✓ 世帯全員の市町村民税課税年額（所得割）を証明する書類
＜原本＞（証明日から3か月以内）
※申請時点で16歳未満は不要です
- ✓ 定期検査費用の助成に係る医師の診断書
※すでに提出済みの場合は不要です
※1年以内に肝炎治療特別促進事業の申請において診断書を提出していた場合は不要です。
（ただし、病態に変化があった場合は必要となります。）
- ✓ フォローアップ事業参加同意書
※すでに提出済みの場合は不要です

※★を付記している書類については、同一年度内で2回目に請求を行う場合、または同一年度内で肝炎治療特別促進事業の受給者証交付を受けた後に請求を行う場合は省略が可能です。

◇受付期間

定期検査を行った年度の翌年度4月30日までに提出書類を熊本県健康危機管理課に郵送又は持参ください。

※同じ年度の検査を2回分まとめて請求することもできます。

④ 肝炎治療に係る医療費助成制度

(事業名：肝炎治療特別促進事業)

◇制度の概要

B型及びC型肝炎ウイルスの根治を目的として行う治療（保険適用のもの）について、医療費の一部を助成するものです。

◇助成対象となる医療

熊本県と契約した保険医療機関及び全ての保険薬局でB型・C型肝炎ウイルスの根治を目的として行われる、次のア、イの治療を行うために必要な初診料、再診料、検査料等

ア 核酸アナログ製剤治療

イ インターフェロン及びインターフェロンフリー治療

※保険診療以外の費用や上記治療と関係ない治療は対象になりません。

また、入院中の食事代等も対象となりません。

◇対象者

次に該当する方で、県に申請を行い、認定を受けた方

- ✓ 「助成対象となる医療」を受ける予定・現在受けている方
- ✓ 熊本県内にお住まいの方（住民票上の住所が熊本県内の方）
- ✓ 公的医療保険に加入している方・その扶養家族の方

◇認定基準

《B型慢性肝疾患》

i インターフェロン治療

HB e 抗原陽性でかつHBV DNA陽性のB型慢性活動性肝炎でインターフェロン治療を行う予定、又はインターフェロン治療実施中の者のうち、肝がんの合併のないもの（ただし、ペグインターフェロン製剤を用いる治療に限っては、HB e 抗原陰性のB型慢性活動性肝炎も対象とする。）

ii 核酸アナログ製剤治療

B型肝炎ウイルスの増殖を伴い肝機能の異常が確認されたB型慢性肝疾患で核酸アナログ製剤治療を行う予定、又は核酸アナログ製剤治療実施中の者。

《C型慢性肝疾患》

i インターフェロン単剤治療並びにインターフェロン及びリバビリン併用治療

HCV RNA陽性のC型慢性肝炎又はC型代償性肝硬変でインターフェロン治療を行う予定、又はインターフェロン治療実施中の者のうち、肝がんの合併のないもの。

ii インターフェロンフリー治療について

HCV RNA陽性のC型慢性肝疾患（C型慢性肝炎若しくは Child-Pugh 分類AのC型代償性肝硬変又は Child-Pugh 分類B若しくはCのC型非代償性肝硬変）で、インターフェロンを含まない抗ウイルス治療を行う予定、又は実施中の者のうち、肝がんの合併のないもの。

◇医療費助成の受け方及び自己負担限度額

認定後に県が発行した受給者証を保険医療機関や保険薬局に提示すると、認定された期間は助成対象となる医療について、ひと月の自己負担の上限額が**1万円**または**2万円**となります。

世帯全員の市町村民税（所得割）課税年額	自己負担限度額（月額）
235,000 円以上	20,000 円
235,000 円未満	10,000 円

◇助成期間

申請月の初日または、申請者の指定した月の初日から治療予定期間
に即した1年以内の期間となります。

- ※新規申請時に開始月を指定する場合は、申請された月以降しか指定できません
- ※核酸アナログ製剤治療については、必要な場合、更新申請することができます。

◇提出書類

- ✓ 肝炎治療受給者証交付申請書
- ✓ 肝炎治療受給者証の交付申請に係る診断書
（記載年月日から3か月以内）
- ✓ 申請者の氏名が記載された被保険者証等の写し
- ✓ 世帯全員が記載された住民票の写し〈原本〉
（証明日から3か月以内）
- ✓ 世帯全員の市町村民税課税年額（所得割）を証明する書類
〈原本〉（証明日から3か月以内）

- ※インターフェロンフリー治療不成功後のみ医師の意見書が別途必要となります。
- ※世帯の課税年額から除外したい人がいる場合、別途市町村民税合算対象除外希望申告書が必要となります。ただし、申請者の配偶者以外の者であって、申請者及びその配偶者と、相互に地方税法上及び医療保険上の扶養関係にない者に限ります。

⑤ 肝がん・重度肝硬変治療に係る医療費助成制度

(事業名：肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業)

◇概要

ウイルス性慢性肝炎から軽度の肝硬変を経て重度肝硬変、肝がんへと進行すると、長期に渡り治療が必要となるため、患者の医療費の負担軽減を図りつつ、肝がん・重度肝硬変の治療効果、患者の生命予後や生活の質を考え、最適な治療を選択できるようにするための研究を促進するための制度です。

◇対象者

- ✓ 熊本県内にお住まいの方（住民票上の住所が熊本県内の方）
- ✓ 公的医療保険に加入している方（国民健康保険など）
- ✓ 過去1年以内に、対象医療で高額療養費算定基準額を超える月が2か月以上ある方
- ✓ 所得要件を満たす方

年収	医療保険の限度額認定証の所得区分	
約370万円以下	70歳未満	工、才
	70～75歳未満	2割負担の者
	75歳以上	1割又は2割負担の者

◇対象となる医療費

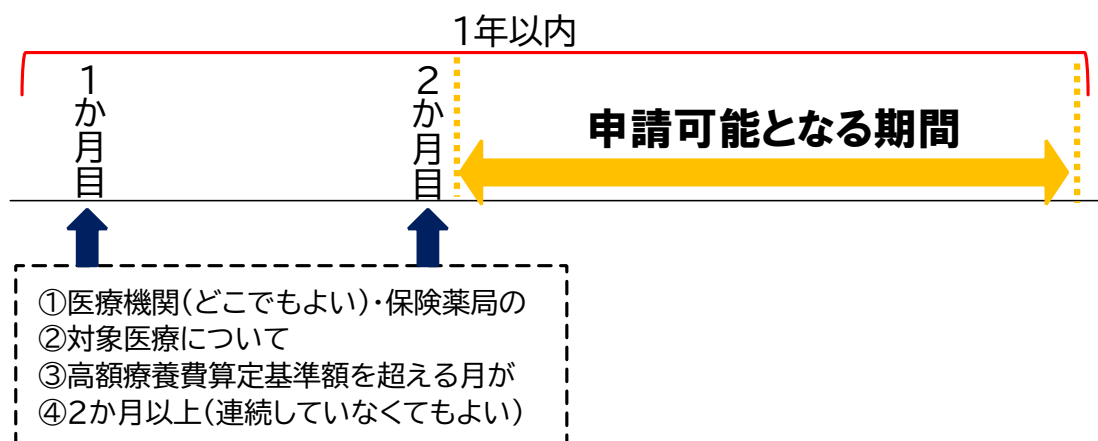
熊本県が指定した保険医療機関及び全ての保険薬局で行われる、次のアからエの医療費

- ア 肝がん、重度肝硬変に係る入院医療費
- イ 肝がんの分子標的薬を用いた外来医療費
- ウ 肝動注化学療法を用いた外来医療費
- エ イ及びウの副作用に対する治療を目的とした外来医療

※対象医療が高額療養費の算定基準額を超えている必要があります。

◇申請可能となる期間

対象となる医療費について、過去1年以内に、高額療養費の算定基準を超える月が2か月以上となったら、申請が可能となります。提出書類を準備し、申請してください。



◇提出書類

【全員】

- ① 参加者証交付申請書
- ② 臨床個人票及び同意書 ※更新の場合は不要です
- ③ 医療記録票の写し
- ④ 健康保険証の写し（高齢受給者証がある場合はその写しも必要です）
- ⑤ 所得区分照会に係る同意書
- ⑥ 肝炎治療受給者証の写し（お持ちの方のみ）

【70歳未満の場合】 【70歳以上で所得区分が非課税の場合】

- ⑦ 住民票の写し（コピー不可）
- ⑧ 限度額適用認定証等の写し

【70歳以上で所得区分が一般の場合】

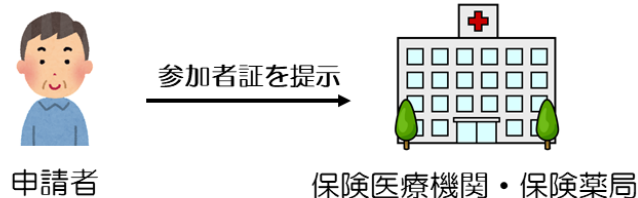
- ⑦ 世帯全員の住民票の写し（コピー不可）
- ⑧ 世帯全員の課税証明書

◇医療費助成の受け方及び自己負担限度額

県から認定後、交付される参加者証を保険医療機関に提示すると、対象となる**入院医療費が1万円**となります。**外来医療費**については、一旦全額を窓口でお支払い後、県へ償還払いを請求していただく必要があります。

入院医療の場合

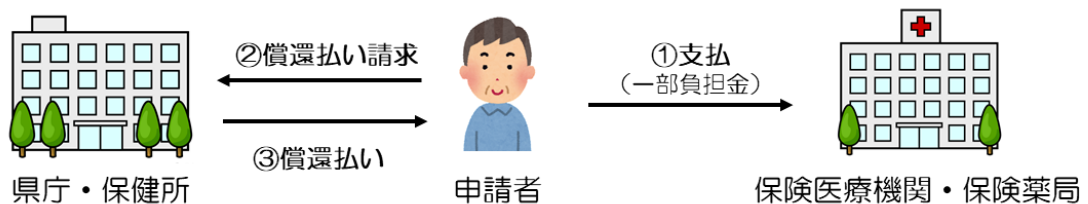
交付される参加者証を保険医療機関等の窓口で提示すると、自己負担額が**1万円**となります。



外来医療の場合

償還払いで自己負担額が**1万円**となります。

窓口では一部負担金を支払い、後日、各保健所や健康危機管理課に償還払い請求を行うことで、助成額が口座に振り込まれます。



5 その他の制度について

① 身体障害者手帳

身体障害者手帳は、身体の機能に一定以上の障害があると認められた方に交付される手帳です。

対象となる障害には、肝機能障害も含まれており、一定以上で持続する障害と認められる場合*は、申請することができます。

申請窓口は、お住いの市町村の障がい福祉関係課となりますので、不明な点はそちらへお問い合わせください。

※肝機能をあらわす Child-Pugh 分類（チャイルド-ピュー分類）が7点以上（B又はC）の方が申請できます。

Child-Pugh 分類は、次の表の5項目の点数の合計となります。Aが5～6点、Bが7～9点、Cが10～15点となります。

判定基準		1点	2点	3点
アルブミン(g/dL)		3.5超	2.8以上3.5以下	2.8未満
ビリルビン(mg/dL)		2.0未満	2.0以上3.0以下	3.0超
腹水		なし	軽度 コントロール可能	中等度以上 コントロール困難
肝性脳症(度)		なし	1～2	3～4
プロトン ビン時間	(秒、延長) (%)	4未満 (70超)	4以上6以下 (40以上70以下)	6超 (40未満)

参照: 肝炎情報センター(肝硬変の程度の分類)

② 障害年金

障害年金は、病気やけがによって生活や仕事が制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。

障害年金の対象となる病気には、内部障害の肝疾患も含まれています。

不明な点につきましては、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

事務所名	電話番号
熊本西年金事務所	096-353-0142
熊本東年金事務所	096-367-2503
玉名年金事務所	0968-74-1612
本渡年金事務所	0969-24-3449
八代年金事務所	0965-35-6123

令和4年10月現在

6 血液検査の見方について

血液検査の内容について簡単にまとめています。

肝炎は、症状が出るのがまれであるため、治療の必要性については、自分で判断せず、専門医療機関で検査を受けてください。

(1) B型肝炎ウイルス検査

検査項目	内容
HBs 抗原	現在、B型肝炎ウイルスに感染していることが分かる検査です。 陽性の場合、B型肝炎ウイルスに感染していることを示します。
HBs 抗体	B型肝炎ウイルスに過去に感染した、または、B型肝炎ワクチン接種を受けたことが分かる検査です。 陽性の場合、再感染することはありません。
HBe 抗原	B型肝炎ウイルスの増殖力、感染力が分かる検査です。 陽性の場合、増殖力が強いことが分かります。
HBe 抗体	B型肝炎ウイルスの増殖力が分かる検査です。 陽性の場合、増殖力が弱いことが分かりますが、肝炎を抑える作用はないため、必ず状態が良好ということではありません。
HBV DNA	血液中のB型肝炎ウイルス量を調べる検査です。 病態の把握や今後の予測に有効とされています。

参考：肝疾患における肝炎ウイルスマーカーの選択基準（4版）：日消誌 2006:103:1403-1412

(2) C型肝炎ウイルス検査

検査項目	内容
HCV 抗体	C型肝炎ウイルスに現在、または過去に感染したことが分かる検査です。 検査結果が高力価は陽性となります。 検査結果が中力価、低力価の場合、別の検査ですらに確認が必要となります。
HCV RNA 検査 ※HCV 核酸増幅検査	C型肝炎ウイルス量を測る検査です。 急性・慢性肝炎の診断やインターフェロン治療の効果判定などに使用されます。
HCV コア抗原	C型肝炎ウイルス量を調べる検査です。
ジェノタイプ（遺伝子型） ・セロタイプ（血清型）	C型肝炎ウイルスの遺伝子型や作るたんぱく質の違いを調べる検査です。 治療方針を決めるために調べます。

参考：肝疾患における肝炎ウイルスマーカーの選択基準（4版）：日消誌 2006:103:1403-1412

(3) 慢性肝炎や肝硬変、肝がんなどの検査

検査項目	内容
AST	肝臓で作られる酵素を測る検査です。
ALT ※参考基準値 31U/L 以下	肝臓が壊されると、血液中に流れる量が増えるため、その量によって肝機能を調べることができます。
γ -GTP ※参考基準値 男性 50U/L 以下 女性 30U/L 以下	胆道から分泌され、肝臓の解毒作用にかかわる酵素を測る検査です。 肝臓に障害が起きたり、肝・胆道系に閉塞があると、血液中に流れ出てきます。
ヒアルロン酸	肝臓で処理される蛋白質です。 肝臓の線維化が進むにしたがって血液中の濃度が高まります。
血小板	出血を止める細胞です。 10万/ μ L 以下では肝硬変の可能性ががあります。
AFP PIVKA-II	この2つは腫瘍マーカーと呼ばれるもので、上昇している場合、肝がんの可能性ががあります。ただし、肝がん以外でも上昇することがあるため、腫瘍マーカーだけでなく、画像診断（エコー、CT、MRI）との組み合わせで診断することになります。

参考基準値：日本肝臓学会 B型肝炎治療ガイドライン（第4版）2022.6

7 熊本県第二次肝炎対策推進計画の概要

(計画期間：令和 4～8 年度)

【目標】

肝硬変又は肝がんの移行者を減らし、肝がんのり患率をできるだけ減少させる

【評価指標】 肝がんの年齢調整り患率

13.8 (平成 30 年) → 12.6 (令和 8 年度時点)



①体制整備

<課題>

陽性となった人がその後の治療に結び付いていない

<今後の主な取組み>

- ◆フォローアップ事業の推進
- ◆医療体制の整備
- ◆肝炎ウイルス検査から、治療実施、治療後のフォローを行えるネットワークの強化

【評価指標】

フォローアップ事業の実施
未実施 (令和 2 年度) → 毎年度実施

②肝炎ウイルス検査の推進

<課題>

受検率が 21% と低く、受検を勧める必要がある

<今後の主な取組み>

- ◆職域での健康診断を行っている機関と連携し、検査の推進を行う
- ◆検査の必要性について周知を図る

【評価指標】

肝炎ウイルス検査受検者数
8,600 人 (現状維持)

③医療費助成の実施

<課題>

医療費助成制度を知らない人がいる

<今後の主な取組み>

- ◆ウイルス性肝炎、肝がん、重度肝硬変の治療に係る医療費の助成及び制度の周知を図る

【評価指標】

ホームページの充実及びチラシ配布
(年 1 回)

④普及啓発

<課題>

肝炎についての正しい知識が普及できていない

<今後の主な取組み>

- ◆肝疾患診療連携拠点病院と連携し普及啓発に努める
- ◆肝疾患コーディネーターの養成及びその活動をサポートする

【評価指標】

肝疾患コーディネーター数
391 人 → 552 人

8 肝疾患に関する申請・相談窓口

(1) 肝疾患相談室（治療などに関する専門的な相談）

熊本大学病院内（相談は無料です。まずは電話で予約を取る必要があります。）

〒860-8556 熊本市中央区本荘1丁目1番1号

（電話） 096-372-1371

（予約受付）平日（月～金）の10時～16時（祝日・年末年始を除く）

(2) 肝疾患コーディネーター

（お薬や食事など、その他肝炎に関する様々な相談）

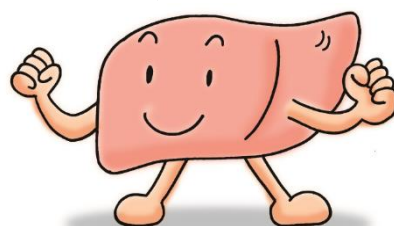
熊本県では、医療機関や薬局、行政など様々な関係機関で肝疾患コーディネーターが活躍しています。肝炎に関する身近な疑問などございましたら、最寄りの肝疾患コーディネーターが配置されている機関にてご相談ください。

※右のQRコードを読み取ると

肝疾患コーディネーターが活躍中の関係機関等を確認することができます。

（熊本県肝疾患診療連携拠点病院（熊本大学病院）ホームページ）

肝疾患センター
HPのQRコード



(3) 県の助成制度に関するお問合せ・申請先

熊本県健康福祉部 健康危機管理課 感染症対策第二班

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号（新館3階）

（電話） 096-333-2783

（FAX） 096-387-0167

※お住いの地域を管轄する保健所に持参することもできます

保健所名	住所	電話番号
有明保健所	〒865-0016 玉名市岩崎 1004-1	0968-72-2184
山鹿保健所	〒861-0501 山鹿市山鹿 1026-3	0968-44-4121
菊池保健所	〒861-1331 菊池市隈府 1272-10	0968-25-4138
阿蘇保健所	〒869-2612 阿蘇市一の宮町宮地 2402	0967-24-9030
御船保健所	〒861-3206 上益城郡御船町辺田見 400	096-282-0016
宇城保健所	〒869-0532 宇城市松橋町久具 400-1	0964-32-1207
八代保健所	〒866-8555 八代市西片町 1660	0965-33-3229
水俣保健所	〒867-0061 水俣市八幡町 2-2-13	0966-63-4104
人吉保健所	〒868-0056 人吉市寺町 12-1	0966-22-3107
天草保健所	〒863-0013 天草市今釜新町 3530	0969-23-0172
熊本市保健所	〒862-0971 熊本市中央区大江 5-1-1	096-364-3189

作成者：熊本県健康福祉部健康危機管理課

監 修：熊本県肝疾患診療連携拠点病院